

子ども・子育て支援新制度への対応について

平成27年4月から施行される子ども・子育て支援新制度の実施に関し、以下の事業を開始するもの

1 保育料の多子減免（第二子減免）

(1) 認可保育園・認定こども園

従来、世帯の所得に応じて30%～50%の減額であったものを所得に関わらず50%減額とする。

(2) 小規模保育事業所・家庭福祉員（保育ママ）

従来、減免の対象となっていなかったものを所得に関わらず50%減額とする。

(3) 認証保育所

従来、減免の対象となっていなかったものを所得に関わらず50%減額（月額20,000円を限度）とする。（本区独自減免）

保育料月額補助（0歳 17,000円、1・2歳 15,000円、3～5歳 13,000円）と比較して減額幅の多い方を適用する。

2 利用者支援事業

利用者支援事業の一つとして、保育園の入園をはじめとする保育の相談に応じ適切なアドバイスを行い、必要に応じて各種専門相談につなぐ保育アドバイザーを区役所4階子育て支援窓口に設ける。

(1) 設置人数

常時1名

(2) 開設時間帯

8時30分から17時15分まで

3 実施時期

平成27年4月1日から